

# 販売事業の届出時必要書類

2024年8月

## 1 販売事業届出（新規届出）

### (1) 届出事項

- ・氏名又は名称、住所、法人にあつてはその代表者の氏名
- ・事業の区分（＝質量計）
- ・当該特定計量器を販売しようとする営業所の名称および所在地

### (2) 提出書類

届出書	添付書類
・特定計量器販売事業届出書 (様式第8) × 2通	・登記事項証明書（現在事項全部証明書又は 履歴事項全部証明書） 個人の場合は住民票の写し × 1通 (いずれもコピー可、6か月以内に発行されたものに限る)

※電子メールにより申請する際は、届出書及び添付書類が1通ずつ必要になります。

## 2 販売事業変更届

### (1) 届出事項

- ・氏名又は名称、住所、法人にあつてはその代表者の氏名
  - ・営業所の名称および所在地
  - ・営業所の廃止
- ※ただし、県内に所在する営業所の数が0となる場合は「事業廃止届」の提出が必要。

### (2) 提出書類

変更事項	届出書	提出書類
氏名又は名称、住所、 法人にあつてはその 代表者の氏名	・届出書記載事項変更届 (様式第3) × 2通	・履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票写し) (いずれもコピー可、6か月以内に発行された ものに限る)
営業所の名称および 所在地	・届出書記載事項変更届 (様式第3) × 2通	
営業所の廃止	・届出書記載事項変更届 (様式第3) × 2通	

※電子メールにより申請する際は、届出書及び添付書類が1通ずつ必要になります。

承継による変更・・・販売事業者の地位を承継したものが届け出てください。

添付書類のコピー利用が不可のため、**電子メールによる申請はできません。**

承継の原因	届出者	添付書類
事業の全部を譲渡 した場合	・届出書記載事項変更届 (様式第3) × 2通	・事業譲渡証明書（様式第4）×1通 ・登記事項証明書（現在事項全部証明書 または履歴事項全部証明書）、個人の場合は 住民票の写しを1通
相続の場合で相続人が 2人以上の場合	・届出書記載事項変更届 (様式第3) × 2通	・事業承継同意証明書（様式第5）×1通 ・戸籍謄本1通
相続の場合で相続人が 1人の場合	・届出書記載事項変更届 (様式第3) × 2通	・相続証明書（様式第6）×1通 ・戸籍謄本×1通
法人の合併の場合	・届出書記載事項変更届 (様式第3) × 2通	・合併後の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) × 1通
法人の分割の場合	・届出書記載事項変更届 (様式第3) × 2通	・事業承継証明書（様式第6の2）×1通 ・登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) × 1通

## 3 販売事業廃止届

非自動はかり、分銅およびおもりの販売事業者が事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出る必要があります。

ただし、

- ・複数ある営業所のうちの1つが廃止となった場合は、届出書記載事項変更届（様式第3）を提出。
- ・一時休業の場合は、届出は必要ありません。

提出書類 事業廃止届（様式第7）×2通

※電子メールにより申請する際は、届出書1通のみで結構です。